**接種会場に保護者が同伴しない場合について**

16 歳未満のお子さんが予防接種を受ける際には、原則、保護者（父・母・後見人）の同伴が必要です。

やむを得ない理由により保護者が同伴できない場合は、被接種者（接種を受けるお子さん）の健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問項目についてよく理解して回答できる親族（祖父母など）が、保護者の委任を受けて同伴し、接種を受けることができます。

その場合、保護者が記入した委任状が必要です。下記の委任状を事前にご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

* 医療機関によっては、保護者の同伴が必須となる場合があります。

事前に接種を希望する医療機関にご確認ください。

委　任　状

年　　月　　日

＜委任者＞

保護者名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　（被接種者との続柄）

私は、下記の者に（被接種者名 　　　　　　　　　）が受ける新型コロナワクチンの

接種に関する一切の権限を委任します。

記

＜受任者＞

接種当日の同伴者名　　　　　　　　　　　　　　　（被接種者との続柄）

* この委任状は、予診票とともに市に提出されます。

（参考：委任状の流れ）　被接種者　→　医療機関　→　市